

非正規差別なくせメトロ20条裁判 契約社員の退職金格差は違法判決



東京メトロの売店で働く契約社員ら4人が正社員と待遇格差があるのは不当だとした労働法20条裁判で、手当の差額など約5000万円の支払いを「メトロコマース」（東京メトロの子会社）に求めた訴訟の控訴審判決が20日あり、東京高裁（川神裕裁判長）は、請求を棄却した1審判決を変更し、原告2人への未払い退職金の格差などが違法だと認め、同社に計約220万円の賠償を命じた。弁護団は、同種訴訟で退職金の格差を違法とする司法判断は初めて。判決は、契約社員1人と元契約社員3人の退職金などの格

メトロコマース20条裁判の地裁・高裁判決

手当と本給	東京地裁	東京高裁
住宅手当	×	○
褒賞金	×	○
退職金	×	△
早出残業手当	△	○
本給	×	×
資格手当	×	×
賞与	×	×

差を、労働契約法20条が禁じる「不合理な格差」に当たるとどうかを個別に検討。退職金に関しては元契約社員2人が10年前後勤務した点を重視し「長年の勤務に対する功労報償の性格を有する退職金すら一切支給しないことは不合理」と述べ、正社員と同様に算定した額の少なくとも25%は支払われるべきだとした。判決は、原告4人のうち1人は同法20条の施行前に退職したとして全面的に請求を退けた。その上で3人について検討し、▽住宅手当がない▽勤続10年の正社員には支給される褒賞が支給

されない▽1人（契約社員）の早出残業手当が正社員と割増率が異なることも「違法な格差」と判断。一方、本給と賞与の是正は退けた。17年の1審・東京地裁判決は、1人の早出残業手当の格差のみを不合理とし、差額約41000円の支払いを命じていた。

19春闘 経団連ベアを拒否

労働者の頑張りでしか賃上げできなかった

経済同友会の小林喜光代表幹事は、「いつまでも右肩上がりのベアアップって、あほじゃねえか。時代は変わるんだよ。会社が潰れちゃったら終わりだからね。賃上げはボーナスや諸手当で、年収ベースでやればいいんだ。そうすると、企業の痛みも少ない」などと、勝手なコメントを發した。企業は、毎年々々利益を膨らまし、この1年間で40兆円も膨らませた。不正毎月勤労統計を見るまでもなく、労働者の実質賃金はマインスをたどっている。物価、社会保険料などが高騰

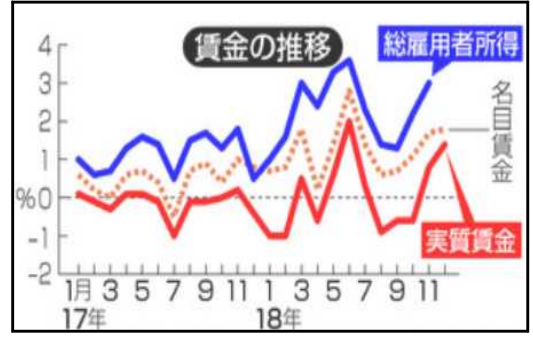
今回の判決は、手当の一部や、ましてや何の根拠もない「正社員の4分の1」といった判決に納得できない。判決の主文を裁判長が言い渡した際、傍聴席からはすぐさま「不当判決だ！」の声が上がった。1500人の仲間が東京高裁正門前で不当判決の抗議をした。

第二次安倍政権時の春闘回答

年	政策	賃上げ集計	連合	経団連	全体
14春闘	政労使会議	5,928円	2.07%	2.28%	1.60%
15春闘	政労使会議	6,354円	2.20%	2.52%	1.65%
16春闘	官民会議	5,871円	2.00%	2.27%	1.50%
17春闘	実現会議	5,712円	1.98%	2.34%	1.40%
18春闘	生産性革命	5,934円	2.07%	2.53%	1.48%
19春闘	飛び込み				

※①金額は連合のまとめ
②金額は定昇込みの月例賃金

安倍首相がどんなにあげようとしても「アベノミクス」は頓挫しているし、ウソも明らかなだ。経団連は、「19春闘の指針である「経労委報告」で、労使協調、自社自決を強調している。ベアは想定外、年収ベースの賃金（一時金、手当）についてもはがせる賃金しか考えない。企業は空前の利益を得ているのに、先進国G7で最低賃金なのが、日本である。



左記の図表を見ると、安倍政権時の春闘回答は、定昇にも届かない低額回答になっていく。それでも安倍首相は、連合の統計を取り出して過去最高の賃上げを続けているとマスコミに発した。